

## 第 8 回八戸市景観審議会 会議録

日 時：平成21年6月1日（月）午後2時から（委嘱状交付式、組織会終了後）

場 所：市庁別館4階査定室

出席委員：9名（戸村会長、橋本副会長、木村委員、久保澤委員、嶋守委員、白石委員、高橋委員、宮腰委員、山田委員）

事務局：在家都市政策課長、松橋まちづくり景観グループリーダー、

磯島主幹、菊池技査、柳町主査

司会	<p>「第8回八戸市景観審議会」を開会いたしますが、報道機関におきましては、これから本審議会の公開・非公開について、委員の皆様にご審議していただきますので、一旦退席するようお願いします。</p> <p>会議の公開・非公開が決まりましたら、ご案内しますのでよろしくをお願いします。</p>
	（報道機関、退室）
司会	それでは、会長よろしくをお願いします。
戸村会長	<p>それでは、次第にありますとおり議事を進めてまいりたいと思います。</p> <p>まず、本審議会の会議について、公開とするか非公開とするかについて、委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>事務局の方から説明をお願いします。</p>
都市政策課長	<p>はい。</p> <p>それでは、景観審議会の会議の公開・非公開についての説明いたします。</p> <p>八戸市景観条例施行規則第25条では、景観審議会の会議は非公開が原則で、審議会の議決を経た場合には公開できることになっています。</p> <p>会議の非公開を原則としている理由は、例えば大規模な建築等における景観計画へ適合しない行為に対する行政処分が適当かどうか、八戸市景観賞の選考過程などにおいて会議が公開されることにより、委員以外の部外者から様々な意見や問い合わせ等が寄せられ、適正な議事運営に支障が生じる場合が考えられること、また審議過程の発言内容により、委員個人への批判など不利益を及ぼす可能性も想定されることから、非公開を原則としています。ただし、本日のように、審議案件がなく報告・説明等のみである場合には、公開して差し支えないものと事務局では考えています。また、平成19年度及び20年度の審議会では、第1回審議会におきまして、任期中の審議会は審議案件がない場合に公開することを決めています。</p> <p>そこで、事務局からの提案となりますが、審議案件がなく報告・説明案件のみの会議の場合の公開についてご審議いただければと存じます。</p> <p>以上です。</p>
戸村会長	<p>ただ今事務局から、会議を原則非公開としている理由についての説明と、報告・説明案件のみの会議の場合は公開してもよろしいのではないかという提案がありました。</p> <p>委員の皆さんからご意見はありませんか。</p> <p>それでは、報告案件のみの会議である場合は、会議を公開するという事務局の提案に賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
	（挙手多数）

戸村会長	<p>それでは、賛成多数ということで、よろしく願います。</p> <p>事務局からの報告案件のみの会議である場合、景観審議会は公開するということにします。</p>
	(報道機関、入室)
戸村会長	<p>八戸市景観条例施行規則第25条において、会議は原則非公開となっておりますが、報告・説明案件のみの会議の場合は公開することにしたので、ご協力をお願いします。</p> <p>それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日は、審議案件はなしということですが、新たに審議会委員となった委員もいますので、事務局から八戸市の景観行政について、当審議会の業務についての説明をしていただきたいと思います。</p> <p>事務局、よろしく願います。</p>
都市政策課長	<p>はい。</p> <p>それでは「八戸市の景観行政について」及び「八戸市景観審議会の業務について」を続けてご説明させていただきます。</p> <p>まず「八戸市の景観行政について」ですが、資料1をご覧ください。</p> <p>当市は、平成16年6月に制定されました景観に関する総合的な法律であります「景観法」に定められた「景観行政団体」に平成19年7月1日に移行しております。</p> <p>景観行政団体とは、都道府県と市町村が重複して景観行政を行うことを避けるため、行政区域における景観行政の責任の所在を明確にし、一元的に担う地方公共団体を定める仕組みでございます。よって、当市の行政区域におきましては、青森県ではなく、八戸市が景観行政を担っていることとなります。</p> <p>なお、青森県では、青森県景観計画及び景観条例等を定めておりますが、八戸市の区域は適用外となっております、八戸市では独自の景観計画、景観条例等を定めております。</p> <p>次に、資料の「八戸市景観計画」をご覧ください。資料1、2と補足資料をとりまして、八戸市景観計画、平成18年12月策定したものでございますが、景観計画は、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、区域、基本的な方針、行為の制限に関する事項などを定めた計画で、景観行政を進めるうえで基本となるものでございまして、平成18年12月に策定・公表し、平成19年7月1日に実施しております。</p> <p>内容につきまして簡単にご説明いたしますので、この資料の5ページをお開き願います。</p> <p>八戸市景観計画の区域でございますが、八戸市全体の景観づくりを一体的に進めていく必要がありますので、八戸市全域を景観計画区域としております。</p> <p>次に、6ページ及び7ページをご覧ください。「良好な景観の形成に関する指針」を都市空間の特徴に応じて設定いたしました景域別に記載しております。景域は2つの軸となる景域と6つの面的な景域の合わせて8つに分けておりますが、景観の特徴は道路、街区で明確に変化するものではないため、その場所に応じ、複数の景域の景観形成方針を適用するという取扱いをしております。</p> <p>次に8ページをお開き願います。8ページから11ページまでは、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を定めております。建築物の新・増築や工作物の新設等のほか、開発行為、土砂の採取などの行為につきまして、それぞれ、「形態・意匠」や「色彩」、「高さ」など、景観上守るべき基準、配慮すべき事項を定めております。多くの事</p>

項が配慮を求める内容となっていますが、建築物の色彩については明確な数値基準を設けておりまして、周囲と調和することが難しいような鮮やかな色を外壁の大部分に使用しないよう定めております。

12ページ以降では、「4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」、13ページの「5. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」、そして14ページの「6. 景観づくりに関する独自の施策」につきまして、それぞれ定めております。

以上の景観計画が、八戸市の景観行政を進めるうえで基本となるものでございます。

資料は戻りまして、資料1になります。

資料1の下の方になりますが「3. 景観計画区域内行為の届出制度について」でございますが、八戸市景観計画で定めました「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」への適合について審査をするために、景観法及び八戸市景観条例に基づき、周辺景観へ与える影響が大きい大規模な建築等の行為につきましては、行為着手の30日前までに届出を義務付けております。

行為の制限に関する事項に適合しない行為につきましては、勧告や変更命令といった行政処分をすることができます。ただし、行政処分が適当かどうかをこの景観審議会にお諮りすることになりますので、その際には委員の皆さんのご意見をお伺いすることになると思われま。

資料の2ページをお開きください。(1)として届出対象行為を抜粋した表がございますが、行為の種類に応じて届出をしていただく規模を定めております。例えば「建築物の新築、増築、改築又は移転」では「高さが10メートルを超える、または建築面積が1,000平方メートルを超えるもの」これは届出義務がありますが、戸建住宅など高さが10メートルに満たない建物などは届出する必要はございません。

平成20年度の景観計画区域内行為の届出制度の実績をまとめたものが下段の表となります。

平成20年度の届出件数は49件で、その中でも約半分が電波塔、例えば携帯電話のアンテナとなりますが、こちらの新設等となっております。3ページにわたりますが、上部に平成19年度の実績も参考に載せておりますが、同様に携帯電話のアンテナの新設が最も多いという状況でございます。

平成20年度は49件の届出のうち、2件の取りやめがありました。平成19年度末に届出がなされた3件も併せて、合計で50件の審査を行い、全てに対して景観計画への適合を通知いたしております。

なお、届出義務が発生する行為であるにも関わらず届出を怠っていたものについて、1件報告を求めています。

次に3ページの「4. 景観づくりに関する啓発事業」につきましてご説明いたします。

これまでのご説明は規制に関するものでございましたが、既にある良好な景観資源の維持や新たな景観を創り出すためには、市民や事業者に関心を持っていただくことが重要であるとの考えから、景観づくりに関する啓発事業を行っております。

まず1つ目といたしまして、八戸市景観賞の実施でございます。

景観づくりに寄与していると認められる建築物等や活動の事例を表彰、お知らせするこ

とにより、景観づくりに対する市民の関心を高め、市民一人ひとりが地域の特長を活かし、潤いと安らぎに満ちた魅力あるまちづくりに貢献することを目的に、昭和62年から実施しております。これまでに既に20回実施し54件の表彰実績がございます。過去の受賞箇所につきましては、本日配布しております「八戸市景観賞受賞作品パンフレット」をご覧ください。

景観行政団体となりました平成19年度に実施いたしました「第19回景観賞」からは、名称を「八戸市景観賞」に改めるとともに、部門の再編を行いまして、建築物や工作物、まちなみといった目に見える「モノ」を対象とした「まちなみ空間部門」と、地域の景観づくり活動や保全活動などの取組みを対象といたしました「景観づくり部門」の2つの部門で募集しております。

第21回からは、散歩中やドライブ中に「いいな」と思った建物や、季節感のある景観なども気軽に応募しやすいように、通年募集といたしました。7月31日までのご応募は第21回景観賞の審査対象とし、8月1日以降のご応募は第22回景観賞の審査対象となります。

また、次代を担う学生に景観について関心を持ってもらうため、また、学生の自由で斬新な感性を市民の景観に対する意識啓発に活用させていただくため、ポスターデザインの募集を第18回から実施しております。応募資格を順次拡大し、今年は市内の学生に限らず、どなたでも応募できるようにいたしました。景観賞の募集をPRするとともに、身近な景観について考えるきっかけにさせていただくため、ポスターを200枚、応募用紙を2,000枚印刷し、市内の約230箇所に掲示又は設置を依頼しております。

なお、第21回景観賞のポスターデザインにつきましては、この審議会終了後に選考を行いますので、お時間がございましたら是非ご意見をいただければと思います。

景観賞表彰作品パネル展でございますが、これまでは7月1日から31日までを景観賞募集期間としていたため、募集期間に併せて平成14年度から実施しておりました。今回の第21回から通年募集となりましたが、6月下旬から7月31日までを募集強化期間として、引き続き景観賞表彰作品パネル展を開催します。今年度は6月22日から市庁本館市民ホールにおきまして約1箇月間開催いたします。

資料の4ページをお開きください。

八戸市景観賞関係の最後になりますが、今年度のスケジュール案でございます。文字が斜めになっているものは予定でございます。7月31日で第21回景観賞の募集を締め切らせていただき、担当者が現地の写真撮影等を行ったうえで資料を作成し、8月下旬に第9回景観審議会を開催する予定でございます。第9回審議会では、景観賞の選考について市長から諮問いたしまして、9月上旬の第10回審議会と2回にわたりまして審査していただき、審議会としての意見を答申くださるようお願いいたします。

9月下旬の定例市長記者会見におきましては、第21回景観賞の発表を行い、10月上旬には表彰式を開催するというスケジュールとなっております。

なお、第22回景観賞につきましては、8月1日から応募を受付いたします。

次に、啓発事業の2つ目となります「景観づくりアドバイザー派遣制度」でございます。

平成19年度から実施している事業で、地域における景観づくりを支援するため、学校・地域グループ・各種団体が主催する勉強会などに、無料でアドバイザーを派遣するというものでございます。

現在、景観づくりアドバイザーといたしましては、八戸大学の戸村教授、現会長でございます。それから八戸造園建設業協会の橋本理事、現副会長、そして今日欠席でございますが、八戸高専の河村教授の3名を委嘱しております。

最後に、八戸の景観について様々な視点から市民と一緒に考える為の情報交換の場として平成17年に開設しました「景観情報ちゃんねる」についてご説明します。

景観情報ちゃんねるでは、現在2つの企画を実施しております。1つ目は「景観写真の募集」でございます。毎回3つのテーマを設定し写真を募集しております。5回目となります今回は「花と緑のまちはちのへ」「はちのへの朝」「乗り物のある景観」の3つのテーマで6月30日まで募集しております。ご応募いただいた写真は、ホームページで紹介するほか、これまでの応募写真とあわせてパネル展を開催するなど活用させていただく予定です。

2つ目は「ビューポイントの募集」でございます。八戸市景観賞では、自然の風景やビューポイントは応募の対象から除いているため、市内のビューポイントの情報が少なかったこともあり、景観情報ちゃんねるの場で募集しているものでございます。普段何気なく見ているものが一段と引き立って見える場所、日の出・夕焼け・夜景のベストスポット、花畑、紅葉、雪景色などの季節限定で絶景を見られる場所などを募集しております。

平成21年度の1年間募集し、四半期ごとに市のホームページで紹介するほか、平成22年度にはビューポイントマップを作製する予定となっております。また、ビューポイントの一部を定点観測地点に指定いたしまして、景観の変化を記録してデータを蓄積し、地域の勉強会などに活用していきたいと考えております。

当市の景観行政についての最後の説明になりますが、「5. 屋外広告物の規制」についてご説明させていただきます。

街のにぎわいや社会生活に必要な情報提供など有意義な屋外広告物も、無秩序、無制限に表示されると、本来の役割を果たさないばかりか、美しい自然や街の景観を損なうことになりかねません。

八戸市では屋外広告物法及び平成20年4月に施行いたしました八戸市屋外広告物条例に基づき、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物について規制を行っております。

(2)規制の内容でございますが、大きく4つございます。

表示することができない広告物、いわゆる「禁止広告物」。表示することができない地域、場所を定めた「禁止地域等」。表示することができない物件を定めた「禁止物件」。そして、表示するためには許可を受けなければならない「許可制度」。5ページ目にわたりますが、許可制度、この4つございます。

ただし、5ページの「(3)の規制の適用除外」にありますように、社会生活や経済活動上最低限必要と認められる広告物については、これらの規制の全部又は一部が除外されます。

屋外広告物には「はり紙」「電柱等巻付広告」「アドバルーン」「広告板」「そで看板」「屋上広告物」などの種類がございますが、八戸市屋外広告物条例では、種類ごとに許可の基準を定めており、平成20年度は2,639個の屋外広告物について表示の許可を出しております。

以上で、「八戸市の景観行政について」の説明を終わります。

戸村会長

はい。

それでは「八戸市の景観行政について」及び「八戸市景観審議会の業務について」を続けてご説明させていただきます。

まず「八戸市の景観行政について」ですが、資料1をご覧ください。

当市は、平成16年6月に制定されました景観に関する総合的な法律であります「景観法」に定められた「景観行政団体」に平成19年7月1日に移行しております。

景観行政団体とは、都道府県と市町村が重複して景観行政を行うことを避けるため、行政区域における景観行政の責任の所在を明確にし、一元的に担う地方公共団体を定める仕組みでございます。よって、当市の行政区域におきましては、青森県ではなく、八戸市が景観行政を担っていることとなります。

なお、青森県では、青森県景観計画及び景観条例等を定めておりますが、八戸市の区域は適用外となっており、八戸市では独自の景観計画、景観条例等を定めております。

次に、資料の「八戸市景観計画」をご覧ください。資料1、2と補足資料をとりまして、八戸市景観計画、平成18年12月策定したものでございますが、景観計画は、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、区域、基本的な方針、行為の制限に関する事項などを定めた計画で、景観行政を進めるうえで基本となるものでございまして、平成18年12月に策定・公表し、平成19年7月1日に実施しております。

内容につきまして簡単にご説明いたしますので、この資料の5ページをお開き願います。

八戸市景観計画の区域でございますが、八戸市全体の景観づくりを一体的に進めていく必要がありますので、八戸市全域を景観計画区域としております。

次に、6ページ及び7ページをご覧ください。「良好な景観の形成に関する指針」を都市空間の特徴に応じて設定いたしました景域別に記載しております。景域は2つの軸となる景域と6つの面的な景域の合わせて8つに分けておりますが、景観の特徴は道路、街区で明確に変化するものではないため、その場所に応じ、複数の景域の景観形成方針を適用するという取扱いをしております。

次に8ページをお開き願います。8ページから11ページまでは、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を定めております。建築物の新・増築や工作物の新設等のほか、開発行為、土砂の採取などの行為につきまして、それぞれ、「形態・意匠」や「色彩」、「高さ」など、景観上守るべき基準、配慮すべき事項を定めております。多くの事項が配慮を求める内容となっておりますが、建築物の色彩については明確な数値基準を設けておりまして、周囲と調和することが難しいような鮮やかな色を外壁の大部分に使用しないよう定めております。

12ページ以降では、「4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」、13ページの「5. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」、そして14ページの「6. 景観づくりに関する独自の施策」につきまして、それぞれ定めております。

以上の景観計画が、八戸市の景観行政を進めるうえで基本となるものでございます。

資料は戻りまして、資料1になります。

資料1の下の方になりますが「3. 景観計画区域内行為の届出制度について」でございますが、八戸市景観計画で定めました「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事

項」への適合について審査をするために、景観法及び八戸市景観条例に基づき、周辺景観へ与える影響が大きい大規模な建築等の行為につきましては、行為着手の30日前までに届出を義務付けております。

行為の制限に関する事項に適合しない行為につきましては、勧告や変更命令といった行政処分をすることができます。ただし、行政処分が適当かどうかをこの景観審議会にお諮りすることになりますので、その際には委員の皆さんのご意見をお伺いすることになると思われま

す。資料の2ページをお開きください。(1)として届出対象行為を抜粋した表がございますが、行為の種類に応じて届出をしていただく規模を定めております。例えば「建築物の新築、増築、改築又は移転」では「高さが10メートルを超える、または建築面積が1,000平方メートルを超えるもの」これは届出義務がありますが、戸建住宅など高さが10メートルに満たない建物などは届出する必要はございません。

平成20年度の景観計画区域内行為の届出制度の実績をまとめたものが下段の表となります。

平成20年度の届出件数は49件で、その中でも約半分が電波塔、例えば携帯電話のアンテナとなりますが、こちらの新設等となっております。3ページにわたりますが、上部に平成19年度の実績も参考に記載しておりますが、同様に携帯電話のアンテナの新設が最も多いという状況でございます。

平成20年度は49件の届出のうち、2件の取りやめがありました。平成19年度末に届出がなされた3件も併せて、合計で50件の審査を行い、全てに対して景観計画への適合を通知いたしております。

なお、届出義務が発生する行為であるにも関わらず届出を怠っていたものについて、1件報告を求めています。

次に3ページの「4. 景観づくりに関する啓発事業」につきましてご説明いたします。

これまでのご説明は規制に関するものでございましたが、既にある良好な景観資源の維持や新たな景観を創り出すためには、市民や事業者に関心を持っていただくことが重要であるとの考えから、景観づくりに関する啓発事業を行っております。

まず1つ目といたしまして、八戸市景観賞の実施でございます。

景観づくりに寄与していると認められる建築物等や活動の事例を表彰、お知らせすることにより、景観づくりに対する市民の関心を高め、市民一人ひとりが地域の長をを活かし、潤いと安らぎに満ちた魅力あるまちづくりに貢献することを目的に、昭和62年から実施しております。これまでに既に20回実施し54件の表彰実績がございます。過去の受賞箇所につきましては、本日配布しております「八戸市景観賞受賞作品パンフレット」をご覧くださいいただければと存じます。

景観行政団体となりました平成19年度に実施いたしました「第19回景観賞」からは、名称を「八戸市景観賞」に改めるとともに、部門の再編を行いまして、建築物や工作物、まちなみといった目に見える「モノ」を対象とした「まちなみ空間部門」と、地域の景観づくり活動や保全活動などの取組みを対象といたしました「景観づくり部門」の2つの部門で募集しております。

第21回からは、散歩中やドライブ中に「いいな」と思った建物や、季節感のある景観な

ども気軽に応募しやすいように、通年募集といたしました。7月31日までのご応募は第21回景観賞の審査対象とし、8月1日以降のご応募は第22回景観賞の審査対象となります。

また、次代を担う学生に景観について関心を持ってもらうため、また、学生の自由で斬新な感性を市民の景観に対する意識啓発に活用させていただくため、ポスターデザインの募集を第18回から実施しております。応募資格を順次拡大し、今年は市内の学生に限らず、どなたでも応募できるようにいたしました。景観賞の募集をPRするとともに、身近な景観について考えるきっかけにさせていただくため、ポスターを200枚、応募用紙を2,000枚印刷し、市内の約230箇所に掲示又は設置を依頼しております。

なお、第21回景観賞のポスターデザインにつきましては、この審議会終了後に選考を行いますので、お時間がございましたら是非ご意見をいただければと思います。

景観賞表彰作品パネル展でございますが、これまでは7月1日から31日までを景観賞募集期間としていたため、募集期間に併せて平成14年度から実施しておりました。今回の第21回から通年募集となりましたが、6月下旬から7月31日までを募集強化期間として、引き続き景観賞表彰作品パネル展を開催します。今年度は6月22日から市庁本館市民ホールにおきまして約1箇月間開催いたします。

資料の4ページをお開きください。

八戸市景観賞関係の最後になりますが、今年度のスケジュール案でございます。文字が斜めになっているものは予定でございます。7月31日で第21回景観賞の募集を締め切らせていただき、担当者が現地の写真撮影等を行ったうえで資料を作成し、8月下旬に第9回景観審議会を開催する予定でございます。第9回審議会では、景観賞の選考について市長から諮問いたしまして、9月上旬の第10回審議会と2回にわたりまして審査していただき、審議会としての意見を答申くださるようお願いいたします。

9月下旬の定例市長記者会見におきましては、第21回景観賞の発表を行い、10月上旬には表彰式を開催するというスケジュールとなっております。

なお、第22回景観賞につきましては、8月1日から応募を受付いたします。

次に、啓発事業の2つ目となります「景観づくりアドバイザー派遣制度」でございます。

平成19年度から実施している事業で、地域における景観づくりを支援するため、学校・地域グループ・各種団体が主催する勉強会などに、無料でアドバイザーを派遣するというものでございます。

現在、景観づくりアドバイザーといたしましては、八戸大学の戸村教授、現会長でございます。それから八戸造園建設業協会の橋本理事、現副会長、そして今日欠席でございますが、八戸高専の河村教授の3名を委嘱しております。

最後に、八戸の景観について様々な視点から市民と一緒に考える為の情報交換の場として平成17年に開設しました「景観情報ちゃんねる」についてご説明します。

景観情報ちゃんねるでは、現在2つの企画を実施しております。1つ目は「景観写真の募集」でございます。毎回3つのテーマを設定し写真を募集しております。5回目となります今回は「花と緑のまちはちのへ」「はちのへの朝」「乗り物のある景観」の3つのテーマで6月30日まで募集しております。ご応募いただいた写真は、ホームページで紹介するほか、これまでの応募写真とあわせてパネル展を開催するなど活用させていただく予定です。

	<p>2つ目は「ビューポイントの募集」でございます。八戸市景観賞では、自然の風景やビューポイントは応募の対象から除いているため、市内のビューポイントの情報が少なかったこともあり、景観情報ちゃんねるの場で募集しているものでございます。普段何気なく見ているものが一段と引き立って見える場所、日の出・夕焼け・夜景のベストスポット、花畑、紅葉、雪景色などの季節限定で絶景を見られる場所などを募集しております。</p> <p>平成21年度の1年間募集し、四半期ごとに市のホームページで紹介するほか、平成22年度にはビューポイントマップを作製する予定となっております。また、ビューポイントの一部を定点観測地点に指定いたしまして、景観の変化を記録してデータを蓄積し、地域の勉強会などに活用していきたいと考えております。</p> <p>当市の景観行政についての最後の説明になりますが、「5. 屋外広告物の規制」についてご説明させていただきます。</p> <p>街のにぎわいや社会生活に必要な情報提供など有意義な屋外広告物も、無秩序、無制限に表示されると、本来の役割を果たさないばかりか、美しい自然や街の景観を損なうことになりかねません。</p> <p>八戸市では屋外広告物法及び平成20年4月に施行いたしました八戸市屋外広告物条例に基づき、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物について規制を行っております。</p> <p>(2)規制の内容でございますが、大きく4つございます。</p> <p>表示することができない広告物、いわゆる「禁止広告物」。表示することができない地域、場所を定めた「禁止地域等」。表示することができない物件を定めた「禁止物件」。そして、表示するためには許可を受けなければならない「許可制度」。5ページ目にわたりますが、許可制度、この4つございます。</p> <p>ただし、5ページの「(3)の規制の適用除外」にありますように、社会生活や経済活動上最低限必要と認められる広告物については、これらの規制の全部又は一部が除外されます。</p> <p>屋外広告物には「はり紙」「電柱等巻付広告」「アドバルーン」「広告板」「そで看板」「屋上広告物」などの種類がございますが、八戸市屋外広告物条例では、種類ごとに許可の基準を定めており、平成20年度は2,639個の屋外広告物について表示の許可を出しております。</p> <p>以上で、「八戸市の景観行政について」の説明を終わります。</p>
木村委員	届出対象行為についての表の中ですが、屋外広告物は届出の対象になるのでしょうか。
戸村会長	屋外広告物についての質問ですが、事務局お願いします。
事務局	資料1の2ページの上段にある八戸市景観条例の届出対象行為の中に、広告物関係が入るかどうかということですが、サインポールや広告板については、景観条例の届出の対象外となっています。工作物の種類がいくつかございますが、屋外広告物は屋外広告物条例で規制すべきという考えであるため、景観条例では対象外という取り扱いとしています。
戸村会長	あと、ほかの意見ございませんでしょうか。
山田委員	<p>景観条例は実際に色々な申請があると思いますが、確認申請の場合も工事にかかる1箇月前ですから、その時に申請してるのですが、当然景観ですから色についても出しています。</p> <p>しかし、その時点で色が決まってない場合が現実的には多いと思います。</p> <p>それにも関わらず具体的に色ナンバー等を提出してもらっているが、実際に工事が始ま</p>

	<p>ってから色を決めるという場合が現実的に多いため、申請と実際の色というのは結構変更が多いと思います。</p> <p>このような場合、書類で変更届を出しなさいとなっていると思いますが、運用していて申請者から様々な意見が出ていますか。</p>
戸村会長	<p>今の質問に対して、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>工事着手の30日前までに景観条例の届出をさせていただいているが、実際に施主と色が完全に詰めきっていない状態の届出というのは実際にあります。その際は使用する色の範囲として、一旦示させていただいています。その後、色が確定した段階で、その範囲に収まっているかどうかを見ていますが、色が決まらないので届出ができず、工事が遅れていくという話は聞いていないです。</p>
山田委員	<p>実際に、終わったあとの完了検査というものがないですね。</p> <p>最終的に届出したものと違っているということもあり得ると思うのですが、基本的に当初の申請と違った色が現場で決まった時に、民間だと色を塗るまでの期間が短いと思うのですが、変更する時には基本的に、色を塗る1箇月前には届けを出して許可をもらわなければならないとなっているのですか。それとも、施工してから変更しましたというものでいいのですか。</p>
事務局	<p>手続きの規定の部分と、それから実態の規定の部分があると思いますが、手続きの部分については、事務局職員の方で話しているとおり、実態に沿うように臨機応変に対応して逸脱しない範囲でやらせてもらっていると思います。手続き的にどうかという議論に入りますと、決めてから出してくださいという話にもなりかねないので。</p>
山田委員	<p>当然、施行する前に出さなくてはならないのですが、30日前という期限がなんとかならないものかという話は聞いたことがあります。</p> <p>特に現場が始まってから30日前に変更届といってもきついところがあるので、審査する方も日にちは必要でしょうが、もし変えられるのであれば。</p> <p>一番最初に申請するのは30日前ということでも、中間の変更があるときには具体的に、その施行する前に許可を取るような感じにしないと、出しっぱなしであとはもう間に合わないからとやられるよりは、きちんと事前に期間が短くても許可が出来るのであれば、その辺を直した方がいいと思います。</p>
事務局	<p>はい。わかりました。</p>
戸村会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>色については推奨範囲がありますし、届出期間、これは実際に施工するに当たっては色々問題があるかもしれませんが、30日前ということは今後実際に運用する時にどうしたらいいか話し合いをしていただくということでもよろしいでしょうか。</p> <p>他にございませんでしょうか。</p>
都市政策課長	<p>先ほど景観行政と景観審議会の業務について説明すべきところを、景観行政についてのみで説明を終えていましたので、引き続き、景観審議会の業務についてご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。大変失礼しました。</p> <p>続きまして、「八戸景観審議会の業務について」ご説明いたします。</p> <p>資料はお手元にお配りしております右上に「資料2」とあるものをご覧いただきたいと思います。</p>

まず、八戸景観審議会の概要でございますが、八戸市景観条例第26条第1項に基づき設置される附属機関でございます。委員の人数や任期につきましても条例第26条の各項で規定されておりまして、会議の運営につきましても八戸市景観条例施行規則第22条から27条までに定めております。

2ページをお開きください。

今回は第8回の審議会でございますが、第1回から第7回までの開催実績をまとめたものでございます。

平成19年度には4回、20年度には3回開催しており、諮問案件をご審議いただいたのは第2回、第3回、第5回、6回、7回審議会の合計5回で、うち4回が八戸市景観賞の選考についてご審議いただいたものでございます。

第7回審議会では、景観賞の選考以外の諮問をさせていただきましたが、屋外広告物条例に基づき、広告物を表示してはならないエリアの改正案及び屋上広告物の許可基準の整理のための改正案についてご審議いただいております。

次に八戸市景観審議会では、どのような議案をご審議いただくことになっているかについてご説明いたします。3の「景観審議会の業務について」をご覧ください。

八戸市景観審議会は、八戸市景観条例及び八戸市屋外広告物条例により、その権限に属するとされた事務を処理するほか、市長の諮問に応じ景観づくりに関する事項を調査審議を行うことになっております。

「権限に属するとされた事務」は、大きく分けて7種類ございます。

景観計画関係でございますが、現在の八戸市景観計画で定めている区域や行為の制限に関する事項などの内容を変更しようとするときには、必ず審議会委員のご意見を伺うこととなります。各項目の最後に括弧書きで「必須」とあるものは、必ず審議会でご審議いただくものでございます。

(2)に景観形成区域内行為の届出関係とございますが、届出のあった大規模な建築等の行為について、景観計画の内容に適合しないため、設計の変更など必要な措置をとるよう勧告又は変更命令をしようとする際に、その行政処分が適切かどうかご意見を伺うために審議会を開催していただくことができます。

(3)と(4)でございますが、現在は実績はございませんが、景観重要建造物、景観重要樹木を指定しようとするとき、景観推進協定、景観推進活動団体の認定をしようとするとき、これらの場合に必ず審議会でご審議いただくものでございます。

3ページにまいりまして、(5)表彰制度関係でございますが、過去7回の審議会でも回数が多い業務となります八戸市景観賞の選考についてでございます。

(6)の屋外広告物関係でございますが、前回、第7回審議会におきましてご審議いただきましたが、屋外広告物条例の規制の追加または緩和、各種基準の変更等をしようとする場合には審議会でご審議いただくものでございます。

(7)その他といたしまして、市長の諮問に応じ、景観づくりに関する事項を調査審議することがございます。

(5)の表彰制度関係につきましては、毎年2回審議していただくスケジュールとなっております、それ以外の業務につきましては、必要に応じて審議会を開催していただくこととなります。その為、定例的な開催日程ではございませんが、1年間に3回から4回の開催を見

	<p>込んでおります。</p> <p>以上で「八戸市景観審議会の業務について」のご説明を終わらせていただきます。</p>
戸村会長	<p>ただ今、八戸市景観審議会の業務について説明いただきました。</p> <p>これについてご意見ございますか。</p> <p>それでは次に、次第ではその他とありますが、事務局の方から何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局からは特にありません。</p>
戸村会長	<p>それでは、委員の方からは他に気づいたことなどありませんでしょうか。</p>
	<p>(質疑応答なし)</p>
戸村会長	<p>他になければこれで今回の審議会を終了とし、司会のほうにお返ししたいと思います。</p>
司会	<p>これをもちまして「第8回八戸市景観審議会」を終了させていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>なお、次回の第9回審議会は、8月下旬の開催を予定しております。開催日時、場所等が決まりましたら、ご案内申し上げますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>